

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝和会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬を支給することができる。

2 旅費は、施設職員の就業規則内にある、職員等の旅費規程と同じとする

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する

別表1（日額）

名 称	報 酬	
理事会出席報酬等	5,000円	
評議員会出席報酬等	5,000円	

別表2（日額）

報 酬	その他		
5,000円	実 費		